

令和3年 1月28日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿
厚生労働省保険局長 濱谷 浩樹 殿
厚生労働省医政局長 迫井 正深 殿

一般社団法人 日本集中治療医学会
理事長 西田 修
一般社団法人 日本救急医学会
代表理事 嶋津岳士
一般社団法人 日本呼吸療法医学会
理事長 藤野裕士

要望書

今般の新型コロナウイルス感染症蔓延の第3波においては、医療を必要とする患者が激増しています。特に重症新型コロナウイルス感染症患者（以下単に重症患者という。）を治療する、集中治療領域においては、重症患者一人の治療に必要な、専門的知識を要するスタッフ、人工呼吸器、ECMO等医療機器の確保が必要です。感染予防策を破綻させることなく重症患者管理を達成するためには、通常重症患者管理の2倍から4倍の医療スタッフ（特に看護師、医師）が必要となることは、明らかとなっています。既に4月に行った当学会の要望を国策として採用していただき深謝しております。

しかし、特定集中治療室管理料等の算定期間について延長をいただいたもののその期間で改善せず集中治療室等で治療の継続を要する重症患者が一定数存在しています。一方、9月15日より中等症患者であり特定入院料を算定していない場合には救急医療管理加算（5倍、4750点）の算定が呼吸管理を必要とされる間は算定可能とされている点との齟齬が存在していました。既に、1月22日に重症患者の内、ECMO施行患者については算定期間の延長が通知されましたが、ECMO以外の人工呼吸管理等の重症管理を要する患者についても算定期間の延長をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は国を揺るがす未曾有の事態であり、重症患者の死亡率低下のためには、質の高い集中治療を日数制限によらず持続して提供していく必要があります。重症患者に係る治療体制には多くの医療資源の投入が必要であり、集中医療体制を維持していくため、重ねてではありますが以下の

ご検討をいただけますよう、ここに要望いたします。

記

救命救急入院料、特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、等の特定入院料を算定する病棟において、人工呼吸器管理等の重症管理を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、継続的に診療が必要な場合には、当該点数をそれぞれの既定日数以降も算定できることとすること。

以上